

東村山市特別支援教育推進計画

平成19年3月
東村山市教育委員会

はじめに

東村山においては、昭和49年の東京都の養護学校希望者全員就学の実施に先駆けて、昭和38年4月、八坂小学校に心身障害学級を設置しました。その後も児童・生徒の教育の機会の確保に努め、障害のある児童・生徒の教育の充実を推進してきたところです。

しかし、近年、社会のノーマライゼーションの進展や、心身障害学級に在籍する児童・生徒の障害の多様化、通級指導学級に在籍する児童・生徒の増加、通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等（「等」は、アスペルガー症候群を指す。以下「LD等を含め障害のある児童・生徒」という）の児童・生徒への適切な指導及び支援等への対応が急務となってきました。

こうした中、国は、平成13年10月に「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」を設置し、平成15年3月に「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」をとりまとめました。この最終報告においては、障害の種類や程度に応じ特別な場で指導を行う従来の『特殊教育』から、LD等を含め障害のある幼児・児童・生徒の教育ニーズを把握して適切な教育的支援を行う『特別支援教育』への転換を図るという基本的な方向が示されました。

また、東京都教育委員会は、「東京都心身障害教育改善検討委員会」がとりまとめた「これからの東京都の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（平成15年12月）を踏まえ、障害のある幼児・児童・生徒一人一人が輝く特別支援教育の創造を目指して、「東京都特別支援教育推進計画」を策定しました。

その後、平成18年3月31日には、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成18年文部科学省令第22号）」が公布、平成18年4月1日に施行され、平成18年6月21日には、「学校教育法等の一部を改正する法律」が公布、平成19年4月1日から施行されて、特別支援教育が本格実施する運びとなりました。

そこで、東村山市教育委員会は、平成18年11月、本市における心身障害教育の現状と特別支援教育の動向にかんがみ、本市における特別支援教育の方向性を示す「東村山市特別支援教育推進計画」を策定するために、東村山市特別支援教育検討推進委員会（以下「推進委員会」）を設置して調査・検討を依頼し、平成19年2月にその内容を取りまとめた報告を得ることができました。

市教育委員会では、この協議と並行して、この推進委員会の設置以前から取り組んできた、本市における心身障害教育の成果や課題の洗い出し、現状分析を行う作業を進めてまいりました。そして、この度の推進委員会の報告を踏まえ、『東村山市特別支援教育推進計画』を策定することとなりました。

東村山市特別支援教育推進計画は、幼稚園・保育園と小学校との連携及び小・中学校の連携、保護者等に対する相談体制の充実、児童・生徒に対する指導の充実、学校の指導体制の充実等を基本的な柱として、これからの東村山市における特別支援教育の展望を明らかにするものです。

これまで市教育委員会は、東京都と連携・協力して障害のある児童・生徒の教育を推進してきましたが、今後は学校教育関係者だけでなく、保健・医療、福祉、労働等の関係機関との密接な連携やLD等を含め障害のある幼児・児童・生徒やその保護者への乳幼児期から学卒卒業後までの一貫性のある支援体制を整備していくことが必要です。

特別支援教育を推進するにあたっては、こうした関係者の取組や努力だけでは十分でなく、保護者や市民の皆様の御理解と御支援をいただかなければなりません。

東村山市教育委員会は、障害の有無にかかわらず、すべての子どもたちが豊かに暮らすことのできる社会の実現に向けて努力を重ねてまいりますので、広く市民の皆様からの御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年3月

東村山市教育委員会

東村山市特別支援教育推進計画の 基本的考え方

第1章 心身障害教育から特別支援教育へ

第2章 計画の性格

第3章 計画の基本的な考え方

第1章

心身障害教育から特別支援教育へ

第1章 心身障害教育から特別支援教育へ

平成14年12月に閣議決定された「障害者基本計画」や、平成15年3月に示された「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」、あるいは平成16年6月に改正された「障害者基本法」、また同年11月に示された「東京都特別支援教育推進計画」は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会（ノーマライゼーション社会）の実現を目指した理念で貫かれています。

さらに、平成17年12月の中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」を踏まえ、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成18年文部科学省令第22号）」（平成18年3月31日公布、平成18年4月1日施行）や「学校教育法等の一部を改正する法律」（平成18年6月21日公布、平成19年4月1日施行）が示され、特別支援教育にかかわる法令等の整備がほぼ整いました。

こうした中、特別支援教育の理念の実現に向けて学校教育が果たすべき役割は多大なものがああります。その意味で、これからの東村山市における特別支援教育は、障害の有無にかかわらず、すべての子どもたちが豊かに暮らすことのできる社会の実現を目指すものであることを共通理解することが大切です。そして、心身障害教育の関係者のみならず、子どもたちの教育に携わるすべての者や保護者、市民が自らの意識を改革し、新たな教育制度に向けて発想の転換を図ることが必要となっています。

1 これまでの心身障害教育

これまでの東村山市の心身障害教育は、障害のある児童・生徒一人一人の障害の種類や程度に応じて、都立の盲・ろう・養護学校（養護学校等という。）での教育に加え、小・中学校の心身障害学級において専門的な教育を行ってきました。

本市が設置する小・中学校の心身障害学級には、学習活動全般において特別な指導を必要とする児童・生徒を対象とした「固定学級（知的障害）」と、通常の学級に在籍しながら学習活動の一部において特別な指導を必要とする児童・生徒を対象とした「通級指導学級（情緒障害）」があり、平成19年2月現在、全体の1.3%程度の児童・生徒（小・中学校、通級指導学級を含む）が心身障害学級で専門的な教育を受けています。

2 特別支援教育への転換

全国及び東京都において、障害のある児童・生徒等の教育をめぐっては、近年、障害の重度・重複化や多様化が進んでおり、さらに養護学校や心身障害学級の在籍者が増加する傾向にあります。

このことは市においても同様で、小・中学校における心身障害学級の在籍者の多様化の問題、通級指導学級を希望する児童・生徒の増加への対応や通常の学級に在籍するLD等を含め障害のある児童・生徒への適切な教育的支援の実現という課題が生じています。

特に、LD等を含め障害のある児童・生徒は、全般的な知的発達の遅れがないことから小・中学校の通常の学級において教育を受けていますが、学習面や行動面で著しい困難を示し、学習活動や対人関係の不適応を起こす場合もあることなどから、こうした児童・生徒に対する適切な指導及び支援を行うことが課題となっています。

こうした状況にかんがみ、国は、「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（平成15年3月）において、障害の種類や程度に応じ特別な場で指導を行う『特殊教育』から、LD等を含め障害のある児童・生徒一人一人の教育ニーズに応じて適切な教育的支援を行う『特別支援教育』への転換を図るという基本的な方向を示し、都においても『東京都特別支援教育

推進計画（平成16年11月）』が示されました。

したがって、今後は、市においても、社会のノーマライゼーションの進展やこれまでの市における心身障害教育の成果、東村山市特別支援教育検討推進委員会の報告等、都や国の動向等を踏まえ、LD、ADHD、高機能自閉症等、特別な支援が必要な児童・生徒の教育や支援の在り方など、特別支援教育の展望を明らかにしていく必要があります。

用語の説明

（１）特別支援教育

特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD等を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。（文部科学省 平成15年3月）
「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」

（２）心身障害教育

特殊教育と同義。東京都では「心身障害教育」の名称で呼ぶ。平成19年度から、特別支援教育の名称となる。

（３）都立盲・ろう・養護学校

学校教育法に基づき、盲者、ろう者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者に対し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害に基づく種々の困難の改善等に関する指導を行うために都道府県が設置する学校。盲・ろう・養護学校に就学すべき障害の程度は、学校教育法施行令第22条の3に定められていた。平成19年度からは、学校教育法の改正により特別支援学校と名称の変更が行われる。特別支援学校の対象者は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱を含む）であり、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としている。

（４）心身障害学級

特殊学級と同義。東京都では「心身障害学級」の名称で呼ぶ。平成19年度から、特別支援学級の名称となる。

（５）固定学級

教育活動全般において特別な指導を必要とする児童・生徒を対象として設置されている学級の形態。児童・生徒は、学習活動の全部を小・中学校に設置された学級に在籍し、指導を受ける。都内には、知的障害、肢体不自由・病弱・身体虚弱（院内学級）、情緒障害を対象とした学級がある。本市の固定学級は、知的障害を対象とした学級である。

（６）通級指導学級

教育活動の一部において特別な指導を必要とする児童・生徒を対象として設置されている学級の形態。児童・生徒は、通常の学級に在籍しながら、障害の改善等に関する一部の学習について、小・中学校に設置された学級に通級して受ける。都内には、弱視、難聴、言語障害、情緒障害を対象とした学級がある。本市の通級指導学級は、情緒障害を対象とした学級である。

(7) L D

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に困難を示す様々な状態を指す。原因として、中枢神経に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

(文部省 平成 1 1 年 : 「学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議」)

(8) A D H D

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業に支障をきたすものである。7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

(文部科学省 平成 1 5 年 : 「今後の特別支援教育の在り方について (最終報告) 」)

(9) 高機能自閉症

3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知能の遅れを伴わないものをいう。中枢神経に何らかの要因による機能不全があると推定される。

(文部科学省 平成 1 5 年 : 「今後の特別支援教育の在り方について (最終報告) 」)

第2章

計画の性格

第2章 計画の性格

東村山市特別支援教育推進計画（以下「推進計画」という。）は、これまでの「心身障害教育」から「特別支援教育」への転換にあたり、LD等を含め障害のある児童・生徒等の教育に対する市民の期待にこたえるため、心身障害学級における課題の解決や、小・中学校の通常の学級における特別支援教育を充実するための支援の在り方など、これからの東村山市における特別支援教育の推進に関する展望を明らかにする総合的な計画です。

1 計画期間及び長期計画と実施計画

(1) 計画期間

計画の期間は、平成19年度から平成24年度の6年間とします。

(2) 長期計画と実施計画

この計画においては、東村山市における特別支援教育推進の基本的な方向を示すものとして、6年間にわたる「長期計画」を定めます。

また、「長期計画」の実現に向け、当面の具体的な計画として、平成19年度から平成21年度までの「第一次実施計画」を定めます。

なお、「第二次実施計画」については、対象となる児童・生徒数の推計や進路希望の動向、学校の実態、社会の動向等を勘案しながら、平成21年度には、委員会（平成18年度に設置した「東村山市特別支援教育検討推進委員会」の延長線上に位置付ける委員会）を立ち上げ、後期の3年計画の見直しを図ります。

計画の実施にあたっては、現行の制度を活用することにより、実現可能なものについては、迅速に対応するとともに、中・長期的な見通しが必要なものについては、現状の体制を踏まえ、実現に向けた手順を明らかにしていきます。

計画の区分	計画期間	計画の策定期期
第一次実施計画	平成19年度～21年度	平成19年3月
第二次実施計画	平成22年度～24年度	平成21年度中に見直し

(3) 国や都の動向を踏まえた計画の推進

平成16年11月には、東京都教育委員会から「東京都特別支援教育推進計画」が既に示されています。

その後も、中央教育審議会において、特別支援教育を推進するための制度の在り方についての調査・審議が行われ、平成17年2月には、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」の答申が出されました。これらを踏まえて「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成18年文部科学省令第22号）」（平成18年3月31日公布、平成18年4月1日施行）や「学校教育法等の一部を改正する法律」（平成18年6月21日公布、平成19年4月1日施行）が示されています。

さらに、平成18年12月には、「特別支援教育支援員の配置に必要な経費に係る地方財政措置の予定について」の通知があり、具体的な対応については今後示される予定となっています。そのような場合には、今後、推進計画の内容を一部変更することも考えられます。

2 東村山市の役割

(1) 東村山市教育委員会の役割

心身障害学級にある課題の解決及び小・中学校における特別支援教育の充実に向け、児童・生徒等や保護者・市民のニーズ、在籍者数の動向、社会の動向、財政状況等を総合的に勘案し、適時・適切な計画の策定と迅速な推進に努めます。

LD等を含め障害のある児童・生徒に対する教育環境の整備の在り方については、国の動向や、これまでの心身障害学級における教育の成果及び保護者の要望等を十分に踏まえ、予算面での対応も含め、慎重に検討していく必要があります。

しかし、小・中学校における校内体制の整備、関係諸機関や専門家との連携によるネットワークの構築などについては、早期からの取組を積極的に進めることが可能です。

今後、市においては、児童・生徒や保護者のニーズ、地域の実情や本計画に示す趣旨を踏まえ、都教育委員会や都立の盲・ろう・養護学校等と連携しつつ、特別支援教育推進体制の整備計画を進めていきます。

(2) 各学校の役割

市内の小・中学校においては、本計画に示す趣旨及び方向を踏まえ、在籍する児童・生徒等の教育内容・方法の充実や連携の在り方等、自校の改革・改善に向けた各種の事業に積極的に取り組む必要があります。その際には、平成18年度から全校に配置・指名をしている校内委員会及び特別支援教育コーディネーターを中心に各種の取組を進めていくことが効果的です。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

この計画は、保護者や市民の期待にこたえるため、LD等を含め障害のある児童・生徒一人一人のニーズに応じた教育環境の整備や、学校・教員の専門性の向上、市民への理解啓発など、これからの本市における特別支援教育推進体制の充実について総合的な視点から計画化するものであり、児童・生徒等の将来の社会参加・自立に向けて、市教育委員会として全力を傾けてその推進にあたるものです。

1 東村山市における心身障害教育の現状と課題

(1) 固定の心身障害学級にかかわる課題

現在、本市では、固定の知的障害学級を、小学校4校・中学校2校の計6校に設置しています。市全体として児童・生徒数が増加する中で、小学校の固定の心身障害学級の児童数は減少し、中学校の固定の心身障害学級の生徒数は、増加する傾向が見られます。

課題としては、障害の多様化の傾向にどのように応じていくかということがあげられます。今後は、固定学級の教師の専門性を生かした指導を求めるニーズが高まっていくことが、十分に予想されます。

(2) 通級指導学級（情緒障害）にかかわる課題

近年の傾向として、わかたけ学級・みどり野学級へ通級する児童・生徒数の増加があげられます。国の法改正により、両学級の対象となる児童・生徒の障害の範囲や指導時間数の弾力化が図られていることから、今後の通級指導学級としての在り方や学級の増設についても検討することが課題となっています。

(3) 心身障害学級と通常の学級との連携協力について

心身障害学級設置校には、個別指導計画の作成と活用等、障害のある児童・生徒に対する指導の在り方を他の場面に活用することが期待されています。本市における特別支援教育の一層の充実を図るためには、現在の心身障害学級と通常の学級の連携・協力を進めていくことが課題となっています。

心身障害学級の担当者に対しては、心身障害教育に関する経験と専門性を発揮することや児童・生徒の交流及び共同学習を推進していくための具体的な実践を積み重ねていくことが求められています。

(4) 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への対応

都教育委員会がすべての小・中学校を対象に行った平成15年度の調査によると、通常の学級に在籍する児童・生徒のうち4.4%が、特別な教育的支援を必要としていることが明らかになりました。LD、ADHD、高機能自閉症等をはじめとして、小・中学校の通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒の教育ニーズに適切に対応するためには、平成18年度から全校に設置・指名した校内委員会の充実や特別支援教育コーディネーターの資質の向上等が求められています。加えて、校内体制の整備や個別指導計画・個別の教育支援計画に基づくきめ細かな指導も必要です。

また、本市の実態や特色を踏まえた教育環境の整備について、バリアフリーへの対応や特別支援教室の設置に向けた各学校の余裕教室等の活用可能なスペースの状況等について調査を行い、市としての対応を明らかにしていくことが課題となっています。

(5) 小・中学校の教員の専門性の向上

平成16年9月の調査によれば、本市の心身障害学級の教員の特殊教育教諭免許状の保有

率は21%となっています。特別支援教育への移行にあたっては、現在の心身障害学級の教員の専門性をより一層向上させることが課題となっています。

2 計画の基本理念及び指針

【基本理念】

東村山市における特別支援教育は、障害の有無にかかわらず、すべての子どもたちが豊かに暮らすことのできる社会の実現を目指すものです。

この理念を実現に向け、障害のある児童・生徒等の一人一人の能力を最大限に伸長するため、乳幼児期から学校卒業後までのライフステージを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与します。

【指 針】

- (1) 子どもの発達段階に応じ、関係諸機関の連携体制の充実を図ります。

関係諸機関が連携を図り、子どものニーズや社会の変化に対応した一貫性のある指導を展開します。将来の社会参加・自立に向け、子どもの可能性を最大限に伸長するための支援体制を整備します。
- (2) 相談体制の充実を図り、児童・生徒や保護者への支援を強化します。

障害のある児童・生徒や保護者の支えとなるような相談体制を構築します。研修の充実を図り、小・中学校の教員や特別支援教育コーディネーターの資質の向上を図るとともに、特別支援教育コーディネーターを窓口として、小・中学校及び特別支援学校との連携を図ります。
- (3) 特別支援教育の充実に向けて、学校への支援体制を充実します。

特別支援教育にかかわる校内委員会の進め方や個別指導計画・個別の教育支援計画の作成の視点から学校の取組を支えます。これまでの実績を踏まえ、市の教育相談室の充実を図り、専門的な視点にたった助言等を各学校の実態に応じて積極的に行います。
また本市独自の取組である「顧問講師制度」を活用し、学校の支援体制づくりを進めます。
- (4) 通常の学級における特別支援教育を推進するために指導体制の充実を図ります。

平成18年度に小・中学校に対して配置している5名の教員サポーターを増員し、指導体制の充実を図ります。学生教育ボランティア等からの協力を得る場合の留意事項を明らかにし、指導の質的な向上を図ります。
- (5) 特別支援教育について専門性の高い教員の育成を図り、質の高い教育を行う学校づくりを進めます。

教育に対する熱意と使命感をもち、LD等を含め障害のある児童・生徒の教育に関する豊かな知識と高い技能をもった教員を育て「学校の専門性」を高めます。固定の特別支援学級、通級の特別支援学級の在り方について研究を進め、特別支援学級の充実を図ります。

3 推進計画の基本的な方向

- (1) 特別支援教育の視点を踏まえた個に応じた教育内容の充実
児童・生徒等の障害の多様化の現状を踏まえ、特別支援教育運営委員会（平成18年度まで「心身障害教育運営委員会」）の活動をとおして「個別の教育支援計画」の作成を推進し

ます。将来の社会参加と自立に向けた多様な進路希望にこたえるために、幼稚園・保育園・小学校・中学校・特別支援学校との連携の充実を図ります。また、都立の特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童・生徒が地域とのつながりをもてるようにするための副籍制度の導入・実施に向けた研究を進めます。

中でも、教育、保健・医療、福祉、労働等による新たな連携体制の整備に向け「特別支援教育連絡協議会」の設置などの体制整備を進めていきます。

また、特別支援教室の整備や副籍事業の実施に備え、教育環境等の整備に努めます。

(2) 通級指導学級の適正な規模と配置

小学校と中学校の通級指導学級間の連携を図り指導の一貫性を確立し、巡回指導の在り方について研究を進めます。また、通級指導学級において、今後も見込まれる児童数の増加への対応を検討します。

(3) 教員及び特別支援教育コーディネーターの資質の向上

教員の資質や専門性の向上等を目的として、特別支援教育の理解に関する研修や専門的な研修及び特別支援教育コーディネーターの育成に関する研修を計画的に実施します。また、顧問講師制度を活用したブロックごとの研修体制についても工夫が図られるようにします。

(4) 一人一人を大切にする教育を推進するための市民の理解啓発の充実

特別支援教育の動向を踏まえ、LD等を含め障害のある児童・生徒等の特別な教育的ニーズに対応した多様な教育を展開するためには、特別支援教育に関する市民の理解啓発を押し進めることが不可欠です。

今後、特別支援教育に関する説明会の実施や交流及び共同学習にかかわる実践の公開等、これまでに各学校が実施してきた理解啓発に関する取組をより一層充実させていきます。

教育広報誌である「きょういく東村山」を通じた、保護者や市民への情報発信を行い、全市的な視点に立って特別支援教育に関する理解啓発活動をより一層充実します。

用語の説明

(1) 特別支援教育コーディネーター

特別な支援を必要とする児童・生徒やその保護者のニーズに対する適切な支援を実施するために、学校内の教職員及び学校外の関係機関・専門家等との連絡・調整を行う者（教員）。小・中学校及び特別支援学校において、校長が指名する。

(2) 特別支援教室

特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、個のニーズに応じた適切な教育を行うために小・中学校に設置する教室のこと。「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」の中で、現在の心身障害学級に替わるものとして提言された。

都においては、「これからの東京都の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（平成15年12月）の中で、A・B・Cの3つの特別支援教室のタイプについて提言している。

特別支援教室A：固定的に配置された教員が週の相当時数、専門的な指導を行う拠点的な特別支援教室

特別支援教室B：専門的な施設・設備を備え、固定的な指導と巡回による指導を行う拠点的な特別支援教室

特別支援教室C：担当の教員が、週の必要な時間、巡回指導を行う特別支援教室

国においては、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」（平成17年12月）の中

で、 ・ ・ の3つの特別支援教室のタイプについて例示している。

特別支援教室 : ほとんどの時間を特別支援教室で特別の指導を受ける形態。

特別支援教室 : 比較的多くの時間を通常の学級で指導を受けつつ、障害の状態に応じ、相当程度の時間を特別支援教室で特別の指導を受ける形態。

特別支援教室 : 一部の時間のみ特別支援教室で特別の指導を受ける形態。

さらに、「学校教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（参議院文教科学委員会 平成18年4月）の中で、次のように述べている。

八、障害者基本法に基づき、障害のある子どもとない子どもの交流及び共同学習を更に積極的に進めること。

また、特別支援学級に関しては、対象となる子どもの増加、教育の困難性などに十分に配慮した施設設備に努めるとともに、特別支援教室にできるだけ早く移行するよう十分に検討を行うこと。

（3）顧問講師制度

東村山市独自の事業である。保護者及び教員に対して心身障害教育及び特別支援教育にかかわる心理・言語等の専門的指導を行う顧問講師を選任し派遣する取組である。（平成18年4月1日制定 平成19年度に向けて、現在、実施要領の改正の準備を進めている。）

（4）教員サポーター

特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が在籍する通常の学級に人材を派遣し、教員が行う教育活動を補助する。平成18年度は5名の教員サポーターを14校に配置した。

（5）教育学生ボランティア

学生及び大学・短期大学を卒業し、教育にかかわる職種へ就業を目指している者が、東村山市内の小・中学校等の教育活動に取り組む事業である。学生は、活動の中で社会体験を深めるとともに、次代を担う児童・生徒の育成に貢献し、教育委員会及び学校は、学生に、教育に携わる者としての資質の向上を図る研修の場と社会的な活動の機会を与えるとともに、児童・生徒を年齢の近い世代である学生ボランティアと触れ合わせることにより、近い将来における生き方を考えさせ、様々な活動に関する興味や関心を引き出し、意欲を高めることをねらっている。（平成15年4月1日制定）